

関係業者各位

前橋赤十字病院 総務課・薬剤部

医薬品の宣伝・情報提供活動及び 市販後調査・製造販売後調査の問い合わせについて

日々の病院運営にご協力頂きましてありがとうございます。標記の件について、以下のとおり改めて周知致しますので、徹底いただきますようお願い致します。

記

<医薬品の宣伝・情報提供活動について>

当院における医薬品の宣伝・情報提供活動について、以下のとおりご案内いたします。

医薬品の適正使用および院内における情報提供の適正化を目的として、院内で医薬品に関する宣伝・情報提供を希望される場合は、必ず事前に薬剤部長の宣伝許可を受けてください。

1. 対象となる活動

院内で以下のような活動を行う場合は、事前に宣伝許可が必要です。

- 新規医薬品に関する製品説明

また、以下の医薬品は宣伝許可が不要です。

- 後発医薬品
- バイオ後続品

2. 申請方法

医薬品の宣伝・情報提供を希望される場合は、当院の「面会ルール」(※リンク)に準じ事前に薬剤部長へご連絡ください。

薬剤部長による内容確認・審査を行ったうえで宣伝可否を判断いたします。

許可なく、職員へ直接宣伝活動を行った場合は、院内での今後一切の活動を禁止させていただきます。場合がございました。

3. 準備資料

面会前に以下の資料の提出をお願いいたします。

- 添付文書

- インタビューフォーム
 - その他、資材一式
 - 準備中の資材がある場合はその旨と理由
-

4. 留意事項

宣伝内容は、最新の添付文書、インタビューフォーム、適正使用情報等に基づいた客観的かつ適正な内容としてください。

また、未承認・適応外使用を推奨する内容、過度な有効性の強調、他剤との不適切な比較等は認められません。

条件を満たさない場合、仮宣伝許可となり、再度ヒアリングが必要となる場合があります。

5. 問い合わせ先

前橋赤十字病院 薬剤部
医薬品情報室

＜市販後調査・製造販売後調査について＞

担当医師にご連絡ください。なお、その後の窓口は総務課になります。担当医師に総務課へ連絡するようにお伝えください。

また、副作用の情報を収集した場合は、必ず薬剤部 医薬品情報室に報告してください。

以上